

スウェーデン議会、英語による特許取得を可能とする法案を可決

2014年6月4日

JETRO デュッセルドルフ事務所

スウェーデン特許庁 (PRV) は5月28日¹、英語による特許取得を可能とする法案をスウェーデン議会が可決したことをプレスリリースした。この特許法改正によって、7月1日以降のスウェーデンの国内特許出願についても²、PRVにて英語での手続が可能となる。

PRVは、昨年11月、当該法案が立法審議会 (Council of Legislation) を通過し、同年末までに議会に提出される見込みであることを公表していた。

本プレスリリースによれば、この特許法改正に基づく新たな制度の下で、国内特許出願は以下のとおりに取り扱われる。

明細書、クレーム (特許請求の範囲) 及び要約からなる特許書面は同一の言語にて作成されねばならず、出願日が割り当てられた後では、出願人は限定的な状況においてのみ手続言語の変更が許容される。

出願人が英語での特許付与を求めた場合は、PRV に対して出願人との連絡を英語にて行うことを求めることも可能となり、同庁での特許取得手続において翻訳を行う必要がなくなる。

英語での特許付与を求めた場合、出願人は特許付与手数料の納付と同時にクレームのスウェーデン語訳³を提出しなければならず、この翻訳は、英語の特許書面とともに公開されるものの単なる参考情報に過ぎず、英語の特許書面のみが法的効力を有することとなる。

また、新たな制度の下で、特許出願の段階での発明についての暫定的保護を求めるに当たっては、クレームは出願公開の際にスウェーデン語に翻訳されていなければならない旨、本プレスリリースは報じている。ただし、出願公開前にクレームのスウェーデン語訳が提出されない場合、出願人は、後刻、特許付与前であればいつでも、500 スウェーデン・クローナの手数料の支払いとともに出願公開のためのスウェーデン語訳を提出可能であり、そうした場合にはスウェーデン語訳の提出時点から暫定的保護が効力を有することとなる。

¹ スウェーデン語版のプレスリリースの発出日。なお、英語版は、5月30日付けで発出。

² ロンドン・アグリーメントにより、現在でも、スウェーデンを指定して欧州特許庁で付与された欧州特許は、クレームのみのスウェーデン語訳を提出することで、スウェーデンでの権利化が可能である。

³ 本稿執筆時点では、本プレスリリースの英語版の該当箇所には「英語に翻訳しなければならない (must translate the patent claims into English)」と記載されているが、本プレスリリースのスウェーデン語版の対応箇所では「スウェーデン語に翻訳しなければならない」旨が記載されており、文脈からもそう理解するのが自然であることから、該当箇所の記載は「スウェーデン語」への翻訳が求められることとなる旨を意味するものと解釈した。

そして、7月1日以降に欧州特許庁（EPO）が付与した欧州特許についても、国内特許の取扱いの変更に対応して、ロンドン・アグリーメントの下でスウェーデンでの権利化（validation）の際など⁴に要求されるスウェーデン語訳は、新制度の下では法的効力を有しないこととなり、EPOにおいて手続がなされた言語のクレームのみが法的効力を備えることとなる旨も、本プレスリリースは伝えている。

さらに、本プレスリリースによれば、特許付与後の段階では、以下の各状況について説明されているとおり、スウェーデン語訳が要求されることとなる。

英語で付与されたスウェーデン国内特許に係る異議申立手続においては、異議申立人は当該特許の明細書等⁵をスウェーデン語に翻訳するよう請求することができ、PRVは、特許権者にスウェーデン語訳を提出するよう命令するかどうかを決定し、当該命令に従わなかった場合は、PRVが特許権者の支出によって翻訳を行うよう調整する。異議申立手続はスウェーデン語のみで遂行され、特許権者が特許の取消しを避けるためにクレームの訂正を請求する場合は、英語の訂正後のクレームと同時にそのスウェーデン語訳も提出しなければならない。

PRVで特許クレームの限定請求を行う場合には、特許が付与された言語（欧州特許については、EPOでの手続言語）の訂正後のクレームと同時にそのスウェーデン語訳も提出しなければならない。

民事訴訟手続においては、裁判所が特許権者に特許の明細書等を翻訳するよう命令することとなり、当該命令に従わなかった場合は、裁判所が特許権者の支出によって翻訳を行うよう調整する。

— PRVのプレスリリースは、以下参照 —

[Changes on July 1 to the Swedish Patents Act For national Swedish patent applications with a filing date from July 1 2014 or later, the applicant can request that the patent is granted in English.](#)
(英語版)

[Ändringar i patentlagen den 1 juli 2014 I nationella patentansökningar ingivna från och med den 1 juli 2014 kan sökanden begära att patentet ska meddelas på engelska.](#) (スウェーデン語版)

— スウェーデン政府による本法案提出に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —
[スウェーデン政府、英語による特許取得を可能とする法案を提出\(2013年11月25日\)\(PDF\)](#)

(以上)

⁴ その他、欧州特許出願の段階での発明についての暫定的保護を求める場合や、EPOでの異議申立手続又はクレームの限定請求手続を経て特許が訂正された際の権利化された欧州特許クレームの法的効果についても、同様に変更されることとなる旨が本プレスリリースにおいて紹介されている。

⁵ クレームのスウェーデン語訳は特許付与時に提出済みであるため、不要。